

諮問番号：平成 29 年度諮問第 4 号

答申番号：平成 29 年度答申第 4 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

熊本県〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 29 年 5 月 11 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人夫婦と孫は、同一の住居に居住しているものの生計を一つにしておらず別世帯というべきである。また、孫の収入を世帯の収入として世帯分離の解除を行っている。さらに、要否判定において就業・就学に必要な費用等を考慮しておらず、本件処分の理由の提示も不十分であり、違法・不当である。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 1 の問 8 に基づき、処分庁が世帯分離を解除したのは、裁量の範囲内であり、不適切なものとはいえない。

また、要否判定は適切であり、処分理由の記載に不適切な部分は認められるものの処分の結果に影響を及ぼすものではないため、本件審査請求に理由はなく、棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 世帯の認定及び世帯分離について

審査請求人夫婦と孫との間に金銭のやり取りがないことや孫の審査請求人夫婦に対する扶養の意思が確認されていないこと等の理由から、同一生計にない単なる同居人とはいえないとし、同一世帯として認定したことは適切である。

また、処分庁が孫に世帯分離を適用したのは、看護学校准看護科への就学が自立助長に効果的であると判断したためであり、世帯分離を解除したのは、准看護師として収入が十分に増加したことで、世帯として経済的に自立できたことによるものであり、その判断は不当とまではいえない。

(2) 保護廃止に係る要否判定について

審査請求人の主張する必要経費については、就労収入から通勤費を控除して認定しており、仮に燃料費以外の自動車管理費を通勤費に含まず、要否判定において必要経費として算定したとしても、世帯の収入が最低生活費を上回っているため、処分には影響しない。また、処分庁が高等学校等就学費を計上しなかったことは適切である。

(3) 理由の提示について

処分庁は、「世帯の収入が最低生活費を上回るため」と処分理由を記載した上で、収入と最低生活費を比較した要否判定により保護が不要となったことを審査請求人に説明している。

したがって、保護廃止の理由は審査請求人に了知できたものと判断する。

第4 調査審議の経過

平成29年 9月27日 審査庁から諮問

同年11月 1日 第1回審議

同年11月17日 第2回審議

同年12月 6日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

本審査会は、審査庁から提出のあった事件記録等を踏まえ、本件処分に係る世帯の認定及び世帯分離、保護廃止の要否判定並びに理由の提示について、以下検討する。

(1) 世帯の認定及び世帯分離について

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める」としており、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定する」とされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第1）。この世帯の認定に当たっては、「消費物資の共同購入、炊事の共同及び家具什器の共同使用等の諸要素を勘案して判断すべき」とされている（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問1—3）。

また、同一世帯に属していると認定される場合でも、世帯単位での保護が適切でないときは、特定の個人を単位として保護の決定を行うこと（世帯分離）ができるとしている（法10条ただし書）。さらに、世帯分離をして差し支えない場合の一例として、「生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合」（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第1の5（3））があげられる。

その上で、この世帯分離は、「世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に、例外的に認められる取扱いである」ことから、「一旦世帯分離を行った場合であっても、その後の事情

の変更により、世帯分離の要件を満たさなくなった場合には、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定すること」とされている（課長通知第1の問8）。

この世帯分離の見直しについては、「世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況や、世帯構成、地域の生活実態との均衡及び世帯分離の効果等を継続的に把握」することが求められており（課長通知第1の問8）、局長通知第1の2及び5に示された世帯分離ができる場合の中で、とりわけ、「『その世帯が要保護世帯となる場合に限る』という要件が課せられていない分離については、世帯分離の趣旨が活かされるよう配慮が必要である」とされている（問答集問1-47）。

これを本件処分についてみると、世帯の認定に当たっては、審査請求人夫婦と孫が長期間にわたって同一の住居に居住し、生活を共にしてきた経緯等を踏まえると、問答集問1-3に従い、孫が同一世帯にない単なる同居人であるとは認められないとし、審査請求人夫婦と孫を同一世帯と認定した処分庁の判断は妥当である。

また、世帯分離については、局長通知第1の5（3）に該当していたところ、平成28年4月から孫の勤務状況が変わり、准看護師として就労収入が十分に増加したため、処分庁は平成29年1月26日のケース診断会議において、世帯分離の解除について検討している。

本件世帯分離においては、そもそも「その世帯が要保護世帯となる場合に限る」という要件が課せられていない場合に該当するため、審査請求人世帯（審査請求人夫婦及び孫をいう。以下同じ。）が要保護世帯でなくなることのみをもって世帯分離の解除を行う必要はなく、孫の看護学校就学が特に審査請求人世帯の自立助長に効果的であると判断した当初の目的が十分に達成されたのかについて配慮する必要があったと考えられる。しかしながら、孫が准看護師の資格を取得したことにより、世帯として十分な収入が見込まれ既に経済的な自立ができていると判断し、処分庁が孫の世帯分離を解除したことは不当であるとまではいえない。

（2）保護廃止に係る要否判定について

保護の実施機関は、「被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」とされており（法第26条）、保護を廃止するに当たっては、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定し、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められる場合に行うべきであるとされている（課長通知第10の問6、同第10の問12）。

また、自動車の保有を認められた者については、「通勤又は事業のための利用に伴う燃料費、修理費、車検に要する費用、自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料、自動車重量税・自動車税・軽自動車税、自動車運転免許の更新費用等」を、「必要経費として控除して差しつかえない」とされている（課長通知第8の問2）。

これを本件処分についてみると、平成29年1月26日、処分庁は、世帯分離を解除した後の3人世帯で、同月以降6か月における最低生活費と収入充当額とを対比し、保護の要否について判断したことが認められる。

孫の就業に係る費用については、課長通知第8の問2に従い、審査請求人が処分庁へ提出した当面の必要経費一覧において記載があった軽自動車税及び6か月分の自動車保険料及び車検費用の合計額〇〇〇円を考慮する必要があると思われる。しかしながら、世帯の収入から上記合計額を控除してもなお、世帯の収入が最低生活費を上回るため、保護を不要とする状態に変わりはないものと判断する。

また、孫の就学に係る費用については、〇〇高校を卒業していることから、生業扶助（技能修得費）の給付対象とはならないため（問答集問1-51）、処分庁が要否判定において計上しなかったことは妥当である。

以上により、本件処分に係る要否判定は妥当であると判断する。

（3）理由の提示について

法第26条の規定による保護の廃止処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条の規定の適用は排除されていないところ（法第29条の2）、行政手続法第14条第1項本文では、行政庁は、「不利

益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」とされており、同条第3項では、「不利益処分を書面でするとき」は、当該処分の理由は「書面により示さなければならない」とされている。

同条の規定に基づく不利益処分の理由の提示の趣旨は、処分庁の「判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える」ことにあり、不利益処分の理由の提示を欠く場合においては、処分自体の取消しを免れないものとされている（最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決・民集17巻4号617頁、最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集第65巻4号2081頁参照）。また、不利益処分の理由の提示の程度は、「当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべき」（前記最高裁平成23年6月7日判決参照）であって、当該処分がいかなる事実関係に基づいていかなる法規を適用して行われたかを、相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に当該処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係を当然知りうるような場合を除き、理由の提示として十分でないとされている（最高裁昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁参照）。

これを本件処分についてみると、処分庁は、平成29年2月16日、審査請求人を訪問し、処分の理由について「世帯の収入が最低生活費を上回るため」とだけ記載した「保護廃止決定通知書」（以下「本件通知書」という。）を手交している。本件処分についていえば、これをもっていかなる事実関係に基づいて審査請求人世帯の保護を廃止したのかを了知得ると認めるのは困難であり、行政手続法第14条において審査請求人に対して示さなければならないとされている不利益処分の理由の提示としては十分とはいえない。

当該理由の提示については、少なくとも原因となった世帯分離の解除に

に伴い保護の要否について判断した結果、世帯の収入が最低生活費を上回った旨を書面に記載すべきであったと解される。

もっとも、「手続的な瑕疵が処分の取消事由となるかどうかは、手続規定の趣旨、目的や瑕疵の程度、内容を勘案し、当該瑕疵が、処分の内容のいかんを問わず、処分を違法として取り消さなければならないほどのものであるか否かを個別的に判断して決すべき」である（最高裁平成14年7月9日第三小法廷判決参照）。

この点、処分庁は審査請求人を訪問して世帯分離の解除及び保護の廃止について書面で説明しており、本件通知書に世帯分離を解除する旨の記載が漏れていたことをもって、本件処分には重大な瑕疵があり、取消しを免れないほどの違法性があるとまではいえないと判断する。

また、前記第5の2（1）及び（2）のとおり、本件世帯分離の解除により、審査請求人世帯が保護を必要としない状態になったと処分庁が判断したことに違法又は不当な点はないことからすると、仮に本件処分を取り消したとしても、その後処分庁は、適正な理由を提示して本件処分と同様に世帯分離の解除に伴う保護の廃止決定を行うことになると考えられる。この点を勘案すると、本件処分を取り消すことについて適正手続の保障という観点からは積極的に評価できる面もあるが、これに要する時間及び労力等の問題を考慮すれば、本件処分を維持することが適当と考えられる。

以上の点を総合的に考慮すると、本件処分を取り消すほどの違法又は不当はないと認められる。

以上の検討から、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大脇 成昭

委員 田端 史郎

委員 仲次 利光